

平成28年 3月28日

姫路市長 石見利勝

姫路市地域密着型サービス事業所の指定に係る同意に関する要綱を次のように定める。

姫路市地域密着型サービス事業所の指定に係る同意に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第4項第4号及び第115条の12第2項第4号に規定する同意（以下「同意」という。）に係る基準を定めることにより、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の適正な運営と利用に資することを目的とする。

(同意を求める基準)

第2条 市長は、本市の介護保険の被保険者（以下「本市被保険者」という。）を受け入れようとする本市の市域外に所在する事業所から法第78条の2第1項又は第115条の12第1項に規定する指定の申請を受けた場合において、次の各号に掲げる要件を満たすときは、当該事業所が所在する市町村長に同意を求めるものとする。

- (1) 当該事業所の利用者の数が受入れが可能な人員数の上限に達しておらず、当該事業所が当該本市被保険者の受入れを認めているとき。
- (2) 当該本市被保険者が当該事業所を利用するのにやむを得ない理由として、次のいずれかの事項に該当するとき。

ア 当該本市被保険者が地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの利用を希望する場合において、本市に所在する事業所の定員等に空きがない、若しくは本市に所在する事業所より他の市町村に所在する事業所を利用する方が移動時間を短縮できる又はサービスを提供する事業所が本市に存在しないとき。

イ 当該本市被保険者が、その配偶者等からの暴力のため、他の市町村に居所を有するとき。

ウ 当該本市被保険者が利用しようとするサービスが、介護保険制度の改正に伴い地域密着型サービスに位置づけられたサービスであって、当該改正前から引き続き利用しているものであるとき。

エ その他市長が特にやむを得ないと認めるとき。

(同意する基準)

第3条 市長は、他市町村長から本市に所在する事業所の指定に係る同意を求められた場合において、次の各号に掲げる要件を満たすときは、当該市町村長に同意をするものとする。

(1) 当該事業所の利用者の数が受入れ可能人員数の上限に達しておらず、当該事業所が本市の介護保険の被保険者でない者（本市に所在する法第13条の住所地特例対象施設に入所又は入居している他市町村の被保険者を除く。以下「他市被保険者」という。）の受入れを認めているとき、かつ、当該同意申請に係る地域密着型サービスの利用を希望する者を含め、他市被保険者の割合が定員等のおおむね2割以内であるとき。

(2) 他市被保険者が当該事業所を利用するのにやむを得ない理由として、次のいずれかの事項に該当するとき。

ア 本市に隣接する市町の介護保険の被保険者が地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの利用を希望する場合において、当該市町に所在する事業所の定員等に空きがない、若しくは当該市町に所在する事業所より本市に所在する事業所を利用する方が移動時間を短縮できる、又はサービスを提供する事業所が当該市町に存在しないとき。

イ 当該他市被保険者が、その配偶者等からの暴力のため、本市に居所を有するとき。

ウ 当該他市被保険者が利用しようとするサービスが、介護保険制度の改正に伴い地域密着型サービスに位置づけられたサービスであって、当該改正前か

ら引き続き利用しているものであるとき。

エ その他市長が特にやむを得ないと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該市町村長に同意しないことができる。

(1) 対象事業所が開設から3か月を経過していないとき。

(2) 前項の規定による同意を行うことにより、本市の市民の利用機会を損ねると市長が認めるとき。

3 第1項第1号に規定する「定員等のおおむね2割以内」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護については契約者数のおおむね2割以内をいい、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については登録者数のおおむね2割以内をいい、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については利用定員のおおむね2割以内をいう。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。